摂津市立学童保育室運営業務
受託事業者共通募集要項

令和８年１１月１３日

摂津市教育委員会事務局

こども家庭部こども政策課

摂津市立学童保育室運営業務　受託事業者共通募集要項

１　趣旨

この要項は、本市において、保護者の就労、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした学童保育事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務名称及び業務場所

名称：摂津市立摂津学童保育室運営業務

場所：摂津市三島三丁目１４番６０号（摂津市立摂津小学校内）

※令和８年５月１日時点のクラス数及び児童数

	クラス数	児童数
摂津市立摂津学童保育室	８室	２９４名

※応募に際して、応募する学童保育室の事前の見学を希望する場合は、市こども政策課と日時の調整を行うこと。

（２）規模

現時点での運営予定室数は以下のとおり。

なお、入室児童数に応じて、運営室数は変動する場合がある。

	令和９年度	令和１０年度
摂津市立摂津学童保育室	８室予定	８室予定

（３）契約期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

ただし、業務の引継ぎに係る契約期間は、別途定めるものとする。

（４）業務内容

摂津市立学童保育室運営業務委託共通仕様書（令和８年１１月１３日付け、以下「仕様書」という。）による（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の８の規定に基づき、保護者が労働等による昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）。

３　参加（応募）資格要件

次の（１）から（３）のすべての要件を満たしていること。

（１）事業者の要件

摂津市内に法人本部を置き、令和８年４月現在、摂津市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、学童保育室のいずれかを設置運営している社会福祉法人又は学校法人。

（２）打ち合わせ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

（３）その他

① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと

② 本市から指名停止措置を受けていないこと

③ 政治活動、宗教活動を主たる目的としていないこと

④ 国税又は地方税について滞納がないこと

⑤ 会社法の規定に基づく清算の開始､破産法の規定に基づく破産手続開始の申立て､会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法等に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと

⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団をいう。以下同じ)、暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団の構成員等」という、以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている団体または暴力団の構成員等の統制下にある団体等でないこと

※上記の項目については、業務受託後も遵守すること。

４　委託料

（１）基本となる委託料の上限額（下記（２）支援を必要とする児童分は含まない）

委託料の上限額は、次のとおりとする。

※引継ぎに係る委託料については（３）を参照すること。

摂津市立摂津学童保育室運営業務　１７０，１８０，０００円（非課税※）

（内訳）令和９年度　　８３，０３０，０００円

令和１０年度　８７，１５０，０００円

※消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項による。

（２）支援を必要とする児童※を受け入れる場合に加算する一人あたりの上限額

令和９年度　　３，８４０，０００円（非課税）／年間（１２月分として）

令和１０年度　　４，０４０，０００円（非課税）／年間（１２月分として）

（１）基本となる委託料に加算するものとする。

※本要項において「支援を必要とする児童」とは、障害のある児童や発達に課題のある児童等で、学童保育室で過ごすにあたり、個別の支援が必要となる児童のことをいう。

（３）引継ぎに係る委託料の上限額

現在の事業者から変更となる場合に必要となる引継ぎに係る委託料の市負担分の上限額については次のとおりとする。

摂津市立摂津学童保育室（８室）　１，９７０，０００円（非課税）

（４）委託料の決定

① 提出された収支計画書の金額をもとに､再度見積もりを徴取し契約を締結する。

② 支援を必要とする児童の受け入れにより、業務量の増大が認められる場合は、

上記（２）に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積もりを徴取して契約を締結する。

③ 令和９年度当初以降において、運営すべき保育室数ないし支援を必要とする児童が増減する場合は、協議の上、都度変更契約を締結する。

（５）委託料の支払時期

委託料の支払いは、月払いとする。

事業者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から３０日以内に支払うものとする。

（６）引継ぎ委託料の決定

引継ぎに係る委託料は、提出された収支計画書（業務引継ぎ）の金額をもとに、再度見積もりを徴取して決定する。

５　審査方法

（１）優先交渉権者の決定

摂津市子ども・子育て会議に学童保育室運営業務委託事業者選定部会（以下「選定部会」という。）を設置し、選定部会において、市が応募資格を有すると確認した事業者から提出された応募書類を、「６　審査基準」に示す審査基準に従って評価を行う。その際には、事業者ヒアリングとして、事業者によるプレゼンテーションと選定部会によるヒアリング審査を併せて行う。

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番については、市が指定することとし、各事業者の割り当て時間は概ね 35 分とする。

選定部会委員が参加事業者を評価し、採点した総点数を合計した点数（総合点）が最も高い事業者を選考する。選定部会の選考結果を尊重し、摂津市職員で構成する学童保育室運営業務委託に係る選定委員会を経て、摂津市長が受託事業者の優先交渉権者を決定する。なお優先交渉権者は、応募事業者数に関わらず、総合点において 60%以上の得点を要件とする。

（２）応募者が１者の場合の取扱い

応募者が１者のみの場合も、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

（３）その他

評価の結果、最上位の事業者が２者以上あるときは（同点の場合）、当該事業者の内、収支計画書における支出金額が最も安価な者を選考する。

６　審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとし、選定部会の各委員がそれぞれ合計３００点満点で採点する。

なお、下記の項目「（１）事業者に関する評価」、「（２）事業運営に関する評価」、「（３）職員配置等に関する評価」については、選定部会の各委員が採点したそれぞれの項目における点数が、１項目でも満点の 40%を下回った場合は、当該事業者を失格

として取り扱う。

（１）事業者に関する評価【合計 80 点】

①事業者の理念等【小計 35 点】

ア　応募理由【10 点】

イ　児童の福祉や教育に関する基本的な考え方(理念･経営方針など)【15 点】

ウ　学童保育事業に対する熱意【10 点】

②経営状況【小計 20 点】

ア　安定・継続的に受託可能な財務状況か。【20 点】

③活動実績及び受託体制【小計 25 点】

ア　認定こども園（保育所、幼稚園を含む)、学童保育室の運営実績【10 点】

イ　法人における新入職員の 3 年後の定着率（過去 3 か年)【5 点】

（定着率とは、令和 3 年 4 月採用者のうち、令和 6 年 4 月 1 日に何人在籍していたかの割合。同様に令和 4 年 4 月から令和 7 年 4 月 1 日、令和 5 年 4 月から令和 8 年 4 月 1 日の状況）

ウ　安定的に運営できる体制の確保（管理運営体制、人員体制）【10 点】

（２）事業運営に関する評価【合計 110 点】

①提案内容の適格性【小計 55 点】

ア　学童保育（放課後児童健全育成）事業に対する理解【20 点】

イ　これまでの保育内容や質を維持しながら、安定的な運営を行うための方策及び取組み【20 点】

ウ　委託開始までの引継ぎに係る対応方針と引継体制【15 点】

②危機管理体制【小計 30 点】

ア　事故等発生時の緊急対応及び予防体制、災害発生時に備えた避難訓練や児童の安全確保体制【10 点】

イ　危機管理発生時に臨機に対応できる体制（連絡体制、人員体制及びマニュアルの整備等)【10 点】

ウ　児童虐待への対応体制【5 点】

エ　個人情報の取扱いに関する方針及び取組み（管理監督体制、情報漏洩の防止策、守秘義務の遵守)【5 点】

③保護者・小学校・地域との連携【小計 25 点】

ア　保護者への情報提供の方法【5 点】

イ　保護者の理解・協力を得た円滑な運営への取組み【5 点】

ウ　保護者支援の姿勢【5 点】

エ　小学校との良好な関係づくりや連携【5 点】

オ　地域との良好な関係づくりや連携【5 点】

（３）職員配置等に関する評価【小計 80 点】

① 放課後児童支援員資格保有者及び認定こども園（保育所、幼稚園を含む）における実務経験者等の配置に対する考え方【20 点】

② 安定して継続的に配置できる体制（勤務条件、雇用形態、待遇等）【20 点】

③ 勤務体制（勤務ローテーション、休暇代替等の人員体制）【20 点】
④ 教育・研修体制【10 点】
⑤ 支援を必要とする児童の受け入れに関する研修・援助等と実施体制【10 点】

（４）コストに関する評価【30 点】

収支計画書における支出の合計金額を提案価格とし、次の算式に基づき評価する。

評価点＝満点(30 点)×(全提案価格のうち最低価格／当該事業者の提案価格)

7　審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（１）受託事業に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。

（２）受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、仕様書の内容を的確に反映していると認められること。

（３）受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。

（４）受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。

（５）運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できるものであると認められること。

（６）事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

8　契約の締結及び業務準備期間

（１）　市は優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整い次第、改めて提出される見積書に基づき契約を締結する。ただし、当該協議が不調となった場合は、次に総合点の高い事業者から順に契約締結に向けた協議を行い、合意に達した事業者と契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

（２）　優先交渉権者になった場合においても、提案内容に虚偽の記載や重大な瑕疵が判明した場合は取り消す。

（３）　契約書については、募集要項、仕様書及び提案書等の内容を市と協議した上で、別途「特記仕様書」を作成し、決定するものとする。

（４）　本業務について、市及び受託事業者が、業務開始時に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。いわゆる「こども性暴力防止法」）に基づく共同認定を受けている場合又は契約期間中に共同認定を受けた場合は、同法に基づく措置の実施に係る役割分担、情報の取扱い、費用負担その他必要な事項を、市と受託事業者が協議の上、特記仕様書その他の書面により定めるものとする。

（５）　事業者は委託事業開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導

員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は一部を除き事業者の負担とする。

（６） 事業者は当該学童保育室において、市と協議のうえ業務の引継ぎを実施する。仕様書に定める引継ぎの内容に留意し、４月からの運営業務開始に支障を来たさないよう万全を期すこと。

（７） 委託契約の締結にあたっては、摂津市財務規則第９９条の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の１００分の１０以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。ただし、同規則第１０１条の規定に該当すると認められるときは契約保証金の一部又は全額を免除する。

９　応募に必要な提出書類

（１）摂津市立学童保育室運営事業者申込書・・・様式第１号

（２）申立書（参加資格関係）・・・様式第２号

（３）事業実施計画書・・・様式第３号

（４）収支計画書・・・様式第４号

※本要項の４（１）（３）により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。

（５）事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類（最新のもの）

（６）事業者の直近過去２年分の財務諸表（法人全体の資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録）

※公認会計士の監査報告書を添付すること

（７）事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）

（８）事業者の事業運営実績（事業者名、所在地、事業期間、事業内容等）を一覧にした書類

※直近年度の現況報告書又は事業報告書を添付すること

（９）質問票・・・様式第５号

※様式第１号から第５号までは、指定様式を使用すること。

※質問票（様式第５号）は、質問のある場合のみ、令和８年１１月２０日（金）午後５時までに、次の電子メールアドレスへ提出すること。

電子メール　kodomo-seisaku@city.settsu.osaka.jp

１０　提出に当たっての留意点

（１）提出書類は下記の要領で作成すること。

① Ａ４縦型フラットファイルに左綴じとする

② ファイルの表紙及び背表紙に「摂津市立学童保育室運営業務応募申請書類」「法人名」「正本又は副本（表紙のみ）」を記載する。

③ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に９（１）～（８）の該当書類番号を記したインデックスを付ける。

④ 提出部数は、１３部（正本１部、副本１２部）とする。

⑤ 副本は、正本（原本証明部分を含む）の写しとする。

（２）必要書類が不備の場合は、申込みを受け付けない。
（３）質問票は電子メールにより提出すること。その他の提出書類は、電子メール、ファクス又は磁気媒体による提出を認めない。
（４）提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
（５）提出書類は返却しない。
（６）提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
（７）提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。
（８）申請受付後に申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

１１　応募期間等

（１）募集要項等の公開・配布
令和８年１１月１３日（金曜日）から令和８年１２月１０日（木曜日）まで
（市ホームページ掲載にて公開する。窓口での配布は行わないので、必要書類をダウンロードして、資料を入手すること）
（２）申込書類提出期間、場所
令和８年１１月２７日（金曜日）から令和８年１２月１０日（木曜日）まで
摂津市教育委員会事務局こども政策課（市役所新館６階）へ持参
ただし、土・日曜日、祝日を除く、午前９時から午後５時１５分まで
（３）質問票受付・回答
受付：令和８年１１月２０日（金曜日）午後５時まで
回答：令和８年１１月３０日（月曜日）市ホームページにて公開

１２　審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

（１）日時：令和８年１２月２３日（水曜日）１４時以降
※時間は、事業者へメールで個別に案内する。
※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。
（２）場所：摂津市役所６０１会議室（新館６階）
（３）時間：プレゼンテーション（２０分程度）及びヒアリング審査（１５分程度）
（４）説明者：応募事業者の代表者又は代理人２人以内
（５）その他：パソコンやプロジェクタ等を使用する場合は事前に市へ相談すること。

１３　審査結果

令和８年１２月２８日（月曜日）に市ホームページで公開するとともに、応募事業者に書面にて通知する。

１４　欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

（１）選定部会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
（２）他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
（３）事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
（４）提出書類に虚偽の記載があった場合
（５）提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
（６）指定した日時の審査に不参加の場合
（７）市が提示する委託料（見積上限額）を超える見積もりを提出した場合
（８）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

１５　運営業務実施状況の評価

委託２年目に、委託事業者の前年度の運営業務実施状況について、市が評価・検証を行う。

１６　問い合わせ先

摂津市教育委員会事務局　こども家庭部 こども政策課
住所　〒５６６－８５５５　摂津市三島一丁目１番１号
電話　　０６－６３８３－１９８０（直通）
ファクス　０６－６３１９－１９３０
電子メール　kodomo-seisaku@city.settsu.osaka.jp